

様式第三（第3条第3項関係）

特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和8年2月6日

2. 認定特定研究成果活用支援事業者の名称

Hirosaki 共創1号投資事業有限責任組合

3. 認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容

(1) 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項

名称	Hirosaki 共創1号投資事業有限責任組合
所在地	東京都中央区日本橋本町3-3-6 ワカ末ビル7階
無限責任組合員	みやびベンチャーズ株式会社
所在地	東京都中央区日本橋本町3-3-6 ワカ末ビル7階
設立年月日	平成28年12月27日
資本金	22百万円
出資者	役員等内部関係者（議決権割合91%） 取引先関係者（議決権割合9%）
役職員の構成	代表取締役1名、取締役2名（弘前大学役職員以外の社外取締役2名）、支援・投資委員会5名（弘前大学役職員を含まず、社外取締役2名を含む）
組織図	添付資料のとおり
役職員の業績評価の基準	全社業績及び個人業績の観点から実施する。全社業績はファンド運営事業も含めた全事業の業績に連動させる。個人業績は、各役職において期待される行動の発揮度合いや各事業のパフォーマンスに対する寄与度合いに応じて評価する。
役職員の報酬の水準	役職員の報酬は、固定年俸及びインセンティブ・ボーナスで構成される。インセンティブ・ボーナスは当ファンドにおける成功報酬の一部を原資とし、役職員が責任とモチベーションを持って業務に従事する体制を整備することを意図して設定する。

(2) 特定研究成果活用支援事業の内容

① 特定研究成果活用支援事業の実施に必要な額及びその調達方法

【無限責任組合員】

みやびベンチャーズ株式会社 0.05 億円

【有限責任組合員】

国立大学法人弘前大学 1 億円

株式会社青森みちのく銀行 1 億円

※ただし、弘前大学からの出資に当たっては、文部科学省の認可が必要。

② 特定研究成果活用支援事業の概要

弘前大学における技術シーズや研究成果を活用し、イノベーションの創出や地域経済の活性化を図ることを目的として、これらの成果を事業化しようとする企業に対し、直接投資を行う。特に、ファンドの存続期間内に株式等の売却や資本関係の整理等による資金回収が見込まれる、プレシード段階の未上場企業を支援対象とし、早期の事業化・成長を後押しする

③ 特定研究成果活用支援事業における助言・支援、資金供給

【実施予定の助言・支援の内容】

- ・会社設立の相談
- ・経営人材の探索
- ・弘前大学を中心とした研究成果の紹介・マッチング
- ・事業計画や資本政策の作成支援
- ・社外取締役派遣による経営支援
- ・VC や金融機関紹介によるファイナンス支援
- ・仕入先・販売先開拓の支援
- ・知財・法務・会計・税務に関するアドバイザー紹介
- ・戦略的提携先や EXIT 先開拓の支援

【資金供給】

投資事業有限責任組合を通じて成長可能性の見極めに基づいたスポット投資を行う。(普通株式、優先株式他)

④ 支援対象事業者が満たすべき基準

(ア) 我が国の学術研究の更なる発展に寄与するものであること。

(イ) 国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用と当該国立大学法人等における学術研究の進展に資するものであること。

- (ウ) 国民経済における生産性の向上その他の社会的ニーズへ対応したものであり、かつ、新たな付加価値が創出されることが期待されるものであること。
- (エ) 当該計画の期間内に、特定研究成果活用支援事業者が保有する特定研究成果活用事業者の株式等の処分その他による資金の回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれるものであること。

⑤ 支援の内容が満たすべき基準

- (ア) 特定研究成果活用支援事業において特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の総額に占める関係国立大学法人等に係る特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の額の割合が、当該認定特定研究成果活用支援事業全体において、関係国立大学法人等による出資及び民間事業者等からの出融資による資金供給の総額に占める当該関係国立大学法人等による出資の額の割合以上であること。
- (イ) 政策目的を踏まえ、適切な分散投資を行うものであること。
- (ウ) 類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることがないよう配慮し、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な特定研究成果活用事業に対し、率先して支援を行うものであること。
- (エ) 特定研究成果活用事業者に対する支援の計画を株式の処分の適切な時期等を含めて十分検討するとともに、支援の実施の決定後にあつては、積極的な経営又は技術の指導を実施することにより、当該特定研究成果活用事業者の事業の成長と収益性の向上を図るものであること。
- (オ) 特定研究成果活用事業者に対する支援を主として直接行うものであること。
- (カ) 他の投資事業有限責任組合（当該法人が業務執行法人である特定研究成果活用支援事業者たる投資事業有限責任組合を除く。）に出資する場合にあつては、当該投資事業有限責任組合が政策目的を踏まえて適切な投資を行うことを契約等により担保するとともに、必要があると認めるときは説明を求めること等により適切にフォローアップを行うものであること。
- (キ) 新しく起業する事業者に支援を行うことができる人材を将来にわたって育成するものであること。
- (ク) 研究者の自主性や国立大学法人等の主体性を尊重するとともに、国立大学法人等が行う教育や学術研究に支障を来すことのないものであること。
- (ケ) 中小企業者に対して不当な差別的取扱いをしないものであること。

⑥ 弘前大学との連携体制

みやびベンチャーズ株式会社は弘前大学の COI 拠点に参画して協力関係を本格化させており、継続的な意見交換を通じて有望な研究シーズを抽出・評価し、2023 年及

び2024年には大学発スタートアップ2社の創業支援を実現した。青森県におけるスタートアップ・エコシステムの活性化に貢献するとともに、自治体や地元企業との信頼関係の構築にも寄与してきた。

弘前大学は文部科学省「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」に採択され、大学内には「Well-being 社会実装本部 スタートアップ創出推進室」が新設された。みやびベンチャーズ株式会社も本推進室のメンバーとして参画し、大学執行部との意見交換やスタートアップ支援担当との連携を通じて、支援体制の強化に取り組んでいく。

4. 特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期

Hirosaki 共創1号投資事業有限責任組合の組成日から起算して10年間とする。ただし、組合員全員の承認を得た場合には、かかる期間の満了日の翌日からさらに2年間の限度として、本契約期間を延長することができる。

(組織図)

